

## 副業収入が事業所得となるか、雑所得となるかの判断

### 副業収入を事業所得にしたいわけ

個人の確定申告で副業収入を事業所得として申告できれば、大きく4つのメリットがあります。

1つ目は、記帳をして確定申告書に貸借対照表と損益計算書を添付する必要がありますが、最大で65万円を特別控除として差し引けることです。

2つ目は、赤字となった場合には給与所得や不動産所得などと通算できることです。さらに、それでも赤字が残った場合には、それを翌年以降3年間繰り越すことができます。

3つ目は、事前に税務署へ金額等を届け出ること、同居している親族に対して給与を支払い、経費として計上できることです。

4つ目は、10万円以上のパソコンなどの固定資産を購入した場合には、原則は、減価償却費として数年に渡って経費として計上します。しかし、青色申告という条件はありますが、30万円未満の固定資産であれば年間300万円まで、購入したときに全額を経費として計上できるのです。

もし、副業を雑所得として申告するならば、これらのメリットはすべて使えないことになります。

### 国税庁が示している判断

今まで事業所得と雑所得の境目の判断はハッキリしていませんでしたが、国税庁が通達を改正すると同時にその解説を公表しています。その結果、下記のように判断されることになりました。

| 収入金額    | 記帳・帳簿書類の保存 |       |
|---------|------------|-------|
|         | あり         | なし    |
| 300万円超  | 概ね事業所得     | 概ね雑所得 |
| 300万円以下 | (注)        | 雑所得   |

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断する。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

まず、記帳・帳簿書類の保存がない場合にはその事業について営利性、継続性、企画遂行性を有しているとは認められないとして雑所得として推定されてしまいます。ただし、収入金額が300万円超の規模であれば、実態から事業所得と認められる場合もあるとしています。とはいえ、副業収入について会計ソフトに入力しさえすれば、自動的に記帳・帳簿書類の保存ができるので、それは最低限行いましょう。

次に、記帳・帳簿書類の保存をしても、「注」書きに該当すれば、雑所得と判断されてしまうのです。

①については、収入金額が、概ね3年程度の期間300万円以下で、かつ主たる収入に対する割合が10%未満の場合は、僅少と認められる場合に該当して、雑所得として判断するとしています。

②については、概ね3年程度の期間赤字で、かつ赤字を解消するための取組を実施していない場合は、営利性が認められない場合に該当して、雑所得として判断するとしています。特に、赤字を解消するための取組を実施していない場合は、収入を増加させる、又は所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合を指すとされています。

### 令和4年度から適用される

上記の「注」書きの①と②は、両方を満たした場合ではなく、それぞれで判断されます。

例えば、副業の収入金額が300万円超であったとしても、過去3年間ずっと赤字で給与所得と通算してきており、今後も赤字が続くと見込まれる場合には、雑所得として申告しなければいけません。

この境目の判断については、令和4年度の確定申告から適用されることとなります。昨年度までは事業所得として申告していたとしても、再度、これらの基準に当てはめて検討し、雑所得として申告しなければいけない人は多いと予想されます。

## 2023年1月 ～お仕事備忘録～

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

### 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

### 確定申告（書面）の受付開始

令和4年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は4月24日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は同日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月27日です。

### 新入社員の受け入れ準備

4月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、寮や社宅の手配、制服などの準備も必要になってきます。

### 火災予防運動に伴い、消防設備などの点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備など（消火器、非常口、非常階段、避難経路など）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策など）について周知しておきましょう。

### セミナー情報

**経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！  
たった5年で売上が7倍<7億円>に！  
幹部と一緒に作る！！**

### 経営計画書作成セミナー

**経営計画を立てると会社が生まれ変わる！**  
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！  
◎何でも質問OKです！

**日程 2023年02月08日(水)**

**時間 10時～17時（受付9時45分～）**

**会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします**

**参加料 30,000円（税抜）【定員5名様】**

\*おひとり様追加毎に+5,000円(税抜)となります。

**お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山  
申し込みフォーム：**

[https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL\\_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit)



### 事務所紹介

# HAPPY BIRTHDAY

**\*1月5日(木) 1月誕生会**

1月生まれの方を事務所全員で祝いました。  
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や  
職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧下さい。

**Facebook**



**HP**



**Instagram**



### プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp